目

次

$\stackrel{-}{-}$	_
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法
(抄)	(平成元年法律第六十五号)1

 \bigcirc 特 定 農 産 加 工 業 経 営 改 善 臨 時 措 置 法 平 成 元 年 法 律 第 六 + 五 号

目 的

第 る た 条 8 0 措 \mathcal{O} 法 置 律 を 講 は ず る 最 近 に に お ょ け り、 る 農 そ 産 0 加 新 工 た 品 等 な \mathcal{O} 経 済 輸 的 入 に 環 境 係 る \mathcal{O} 事 情 適 応 \mathcal{O} 著 \mathcal{O} 円 L 滑 11 変 化 化 を 义 に 対 ŋ 処 L ŧ て、 0 て 農 特 業 定 及 農 び 産 農 加 産 工 加 業 者 工 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 経 営 健 全 \mathcal{O} な 改 発 善 を 促 進

定 義

ること

を

目

的

す

他 条 0) 農 産 \mathcal{O} 物 法 \mathcal{O} 加 律 工 に 品 お を 11 11 7 1 農 産 農 加 産 工 묘 加 工 業」 と は、 لح 農 は 産 農 物 産 **(**畜 加 産 工 品 物 を を 生産 含 む。 す る 以 事 下 業 同 ľ. を 1 う。 を 原 料 又 は 材 料 と L 7 生 産 さ れ る 飲 食 品

2 を 該 工 品 1 事 業 \mathcal{O} 1 又 は を 法 行 ۲ 律 特 れ う に と競 定 相 お 農 当 11 産 数 争 て 関 加 \mathcal{O} 特 工 事 係 一業者」 · 業 者 定農 に あ \mathcal{O} る 産 لح 事 農 加 は、 · 業活 産 工 業」 加 特 動 工 とは、 定 に 밆 支障 農 $\widehat{\mathcal{L}}$ 産 そ を れ 加 生 工 5 \mathcal{O} 一業に じ、 業 \mathcal{O} 原 種 又 属 料 に する事 は 又 属 生 は す ず 材 る ,るおそ 業を行う者 料 事 たる農 業が れ 農 が 産 産 を あ 物 加 いると認 を 工 一業で 含 う。 む あ \otimes ŋ , 5 \mathcal{O} れ る業 輸 か 入 つ、 K 種 と 当 係 L 該 る 事 事 て 農 情 業 林 に \mathcal{O} 著 ょ 水 産 L ŋ 省 V 生 令 変 産 で 化 さ 定 に n る農 8 ょ り、 る Ł 産 当 加 0

計 画 0) 承 認

三

加

構

協 条 を 又 林 工 成 当 同 は 品 員 水 該 組 産 を 新 特 لح 生 技 省 定 計 合 農 令 産 画 等 術 11 う。 で定め に に す 産 \mathcal{O} 研 る 係 あ 加 設 る つ 究 工 るもの とす 事 開 て 備 業 者又 発又 業 は、 で、 Ś 所 は は そ を そ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 利 \mathcal{O} 事 所 1 \mathcal{O} う。 在 構 用 生 業 议 協 産 地 成 農 能 を 員 下 同 管 \mathcal{O} 産 \mathcal{O} 力 組 轄 経 加 廃 が 特 合 す 営 棄、 著 定 そ 工 業 L 事 \mathcal{O} る \mathcal{O} 都 改 に < 業 他 事 係 業 協 道 善 過 \mathcal{O} 政 を る 0 剰 司 府 لح 令 県 义 £ 転 組 知 る \mathcal{O} 換 な 合 で り、 事 た に 等 定 \emptyset 限 他 \Diamond に لح 提 る。 る か \mathcal{O} 0) 農産 法 措 つ、 出 11 . う。 して、 置。 人 そ で 加 事 以 工 \mathcal{O} 特 当 下 業 業 状 は 定 該 0) \sim 態 農 0) 経 計 合 が 特 産 理 営 転 長 加 画 定 が 改 化 換 期 設 工 そ に 業 適 善 に 備 当 措 \mathcal{O} 者 限 わ る。 置 た 特 を で 他 ŋ 定 直 あ \mathcal{O} لح 継 農 る旨 第 接 経 11 営 五. 続 産 若 う。 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 す 加 L 改 第 < る 工 承 善 業 は 認 لح 項 を に を に 間 受 関 义 に が 属 接 分け す る 見 す お \mathcal{O} ること る た 1 込 る 構 計 \Diamond て ま 事 成 画 \mathcal{O} 同 れ 業 員 ľ が るも を 措 に 作 置 お 以 で 0 下 成 11 特 لح 単 7 新 L 定 農 に 商 て 事 産

2

特

定

農

産

加

工

者 あ

は

特

定

事

業

協

同

等

は

 \mathcal{O}

産

加

工

一業者、

が

農

産

加

工

で 業

ŋ 又

カュ

0

特

定

農

産 組

加 合

工

業

لح

 \mathcal{O} 他

関

連 特

性 定

が 農

高

1

ことその

他 他

0) 0)

政 特

令 定

で 事

定 業

8

る

基

準

に 等、

該

当 関

す 連

る 業

ŧ

 \mathcal{O}

農

林 に

省

令

協

同

組

合

種

(そ とし

0)

業 て

種

に属する 水産

業 品

れ

そ 又 で 知 新 で 事 \mathcal{O} 技 は 関 定 他 術 関 連 8 に 提 連 農 る 0) 業 れ 出 研 事 産 業協 らに 究開 種 L 加 て、 を 工 準 同 業 発 V . う。 当 ず 者 組 (農 合等に る 該 を 行 計 産 構 為 に 加 成 画 工業に が を あ 員 属 って とす 適 1 す う。 当 る は、 係るも え も 事 で , 業 を あ 以 下 る旨 そ \mathcal{O} 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 ľ \mathcal{O} に 構 以 う 限 成 者 承 下 る。 認 員 を に 関 以 \mathcal{O} 受け 関す ため 連 下 \mathcal{O} 事 Ź 共同 ることができる。 に 業 関 計 行 協 連 画 化 う 同 農 又は を 事業)に 組 産 作 合等」と 加 合併 成 工 一業者 つい 若 L 1 とい くは う。 れ て · を 当 事 営業 · う。 業 該 提 لح \mathcal{O} 共 計 携 全 同 又 画 全 部 に は L 若 て、 係 産、 事 業 る事 しく そ 協 保 管、 業 は \mathcal{O} 同 重 所 行 組 要 0) う 合 販 部 売 事 そ 所 若 業 0 在 分 他 地 \mathcal{O} L < 特 を 譲 0 管 渡 は 定 政 若 令 轄 新 事 す L 商 業 で る都 < 品 協 定 若 は 同 8 しくは る法 譲 道 組 受け 府 合 県 人

- 3 第 項 \mathcal{O} 計 画 に は、 次に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 6 ない
- 経 営 改 善措 置 \mathcal{O} 目 標
- 経 営 改 善 措 置 \mathcal{O} 内 容 及 び 実 施 時 と期
- 三 経 営 改 善 措 置 \mathcal{O} 実 施 に 伴 い 必 要 なる 資 金 \mathcal{O} 額 及 び そ 0) 調 達 方

兀 特 定 事 業協 同 組 合等 が 新 商 品 又 は 新 技 術 \mathcal{O} 研 究 開 発 に 必 要 な 試 験 研 究費に 充てるため そ 0) 構 成 員 に 対 L 負 担 金 \mathcal{O} 賦 課 をしようと

す る場 合 他 にあ 林 つ て は、 令で定 その 賦 \emptyset 課 事 \mathcal{O} 項 基 準

Ŧī.

そ

 \mathcal{O}

農

水

産

省

る

- 第二 項 \mathcal{O} 計 画 に は 次に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け n ば な 5 な
- 事 業 提 携 \mathcal{O} 目 標
- 事 業 提 携 \mathcal{O} 内 容 及 び 実 施 時 期
- 事 業 提 携 \mathcal{O} 実 施 に 伴 1 必 要と なる資 金 \mathcal{O} 額 及 び その 調 達 方 法

兀 \equiv

に 対 特 L 定 負 事 業 担 協 金 同 \mathcal{O} 賦 組 合等 課 をし が ようと 新 商 品 す 又 る は 場 新 合 技 に 術 あ \mathcal{O} 0 研 究 て 開 は、 発 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 共 賦 同 課 化 に必 \mathcal{O} 基 要 準 な 試 験 研 究費に 充 てるため そ 0 構 成 員 又 は 関 連 農 産 加 工

五. そ 0) 他 農 林 水 産 省令で定 \emptyset る 事

5

- き は 都 道 そ 府 0) 県 承 知 認 事 は、 を す る 第 ŧ 項 \mathcal{O} とす 又は 第二 る。 項項 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た 場 合に お 1 て、 そ 0) 計 画 が 次 \mathcal{O} 各 号 に 適 合 す る Ł 0 で あ ると 認 め ると
- た 8 当 に 該 有 計 効 画 か に 0 係 適 る 特 切 な 定 農 Ł 産 \mathcal{O} で 加 あ 工 0 業 て、 者 が 農 農 林 産 水加 産 工 一省令で 品 等 \mathcal{O} 定 輸 \emptyset 入 る基 に 係 準 る 事 に 適合する 情 \mathcal{O} 著 L もの VI 変 であること。 化 に 対 応し て 新 た な 経 済 的 環 境 に 円 滑 適応する
- 地 域 \mathcal{O} 農 0) 健 全 な 発 展 に 資 す くる も \mathcal{O} で あ ること。

そ \mathcal{O} 政 令 で 定 8 る 基 潍 に 適 合 す る Ł 0 で

(計画の変更等)

兀 す 条 る لح 前 き 条 第 は 項 都 道 又 府 は 県 第 知 項 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 承 承 認 認 を を 受 受 け け な た 者 n ば 以 な 下 5 な 承 V 認 特 定 農 産 加 工 業 者 等」 と い う。 は 当 該 承 認 に 係 る 計 画

2 以 下 都 道 承 府 県 認 計 知 事 画 は と 1 承 う。 認 特 定 に 農 従 産 0 加 7 工 経 業 者 営 改 等 善 がけ 措 承 認 置 に 又 は 係 事 る 業 計 提 画 携 前 を 行 項 \mathcal{O} 0 て 規 定 11 に な ょ 1 る لح 変 認 更 \otimes ると \mathcal{O} 承 き 認 は が あ そ 0 \mathcal{O} た لح 承 き 認 は、 を 取 そ ŋ 消 \mathcal{O} す 変 **)ことが** 更 後 で ŧ

3 前 条 第 五. 項 0 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 承 認 に 0 1 て 準 用 す る

式 会 社 日 本 政 策 金 融 公庫 か 5 \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け

第

必 ŧ 営 含 五. L 承 改 要 \mathcal{O} 造 む 認 条 な 又 成 善 特 対 ŧ は L 措 定 株 事 若 に 農 式 す 置 \mathcal{O} 会社 産 る で 業 又 対 は ŧ あ \mathcal{O} < 加 L は 事 \mathcal{O} 0 転 工 日 て、 で 換 取 業 食 業 本 提 料 政 あ 得 者 , . の 0 事 携 等 策 他 L てそ を 安定 業 若 金 \mathcal{O} 第 金 融 \mathcal{O} L 行 < \mathcal{O} 融 合 う 供 \equiv 公 \mathcal{O} 庫 償 機 理 は 給 条 特 に 還 関 化 0 第 は 期 が 若 別 必 確 要 限 融 L に 保 項 株 が 通 < 費 な 又 \mathcal{O} 式 + す は 用 は 承 会 ŧ るこ 事 を 農 認 社 年 \mathcal{O} 業 を 業 支 \mathcal{O} に 日 とを 提 出 う 本 超える \mathcal{O} 係 うち、 いる合 持 携 政 L て 木 策 を 続 £ 難 行 行 新 的 併 金 لح \mathcal{O} Š う 商 カコ に 融 に す \mathcal{O} Ł 品 ょ 0 公 限 るも 若 健 ŋ 庫 に \mathcal{O} る。 設 法 必 又 全 L は < 要 な <u>\</u> 0) 伞 これ な は 発 L 0) 中 製 新 展 た 成 貸 小 造 5 技 に 法 + 付 企 若 \mathcal{O} 術 資 人 九 け 業 す 又 L 利 \mathcal{O} 年 Š \mathcal{O} 者 研 る は 法 用 業 は に 究 長 当 律 同 開 務 加 関 期 該 第 を 法 工 す 発 承 Ŧī. カコ 第二 行うことが 若 る 認 + \mathcal{O} 0 た 権 低 七 L に 条 < 利 号) \otimes 利 係 第三 \mathcal{O} を は \mathcal{O} る 施 取 利 資 第 出 号 用 十 で 設 得 金 資 きる。 に で に \mathcal{O} す $\widehat{\Xi}$ 規定 基 改 る あ 条 に 良 ŧ れ 0 づ 6 て 規 す 0 1 る 造 に \mathcal{O} 承 7 定 中 限 た 認 設 す 成 小 若 る \otimes 計 立 る 企 に 画 さ 業 L 業者 < 施 れ 務 に に 従 は 設 法 取 必 を ほ 0 要 て 得 改 人 カ な を う 良 経

2 8 る 前 項 に 規 定 す る 資 金 0) 貸 付 け \mathcal{O} 利 率 償 還 期 限 及 び 据 置 期 間 に 0 1 7 は 政 令で 定 \otimes る 範 囲 内で、 株 式 会社 日 本 政 策 金 公 庫 が 定

3

五. 第 لح 第 号 六 第 + に 項 あ 掲 第 لح 兀 項 項 る 第 げ あ 条 \mathcal{O} 0 묽 規 る る は 第 六 号、 \mathcal{O} 定 口 務 除 項 に は 又 第 第 第 ょ 十二条 四 は 兀 特 ŋ 号、 特 + 定 株 定 農 及 式 条 第 第 農 産 び 会 第 特 七 社 産 加 十三 加 工 定 項 日 業 農 本 工 号 業 条 及 経 産 第 政 第三 経 び 営 加 策 営 第 改 工 + 金 号 改 六 善 業 融 善 + 臨 及 条 経 公 び 兀 時 営 第 庫 臨 時 措 改 別 が 条 置 措 第 善 表 項 行 法 置 臨 第 第 う 法 項 第 時 同 第 第 五. 措 第 号 項 Ŧī. 兀 条 置 口 に 九 第 号 号 規 条 法 第 中 第 定する資 第 \mathcal{O} 項 規 兀 又 Ŧī. 項 に 条 定 十 に は 規 第 \mathcal{O} 規 別 定 適 条 金 第二 項 用 定 表 す \mathcal{O} 第 に す る に 貸 号、 んる業 業 規 0 付 第 務 定 1 け 一号 務 す て 第 並 に は、 び る 五. 0 と 十三 に に 業 11 掲 務」 同 前 て - 条、 げ 条 法 \mathcal{O} る業 ٤, 同 第 第 株 第 項 +式 第 務 項 五. 会 同 第 法 条 + 社 五. 号 لح 五. 第 第 八 日 号 あ 条、 十 本 لح 項 る 政 と あ 0 条 第 第 策 は 第 六 五. る 金 0 同 号 + 融 は 法 項 中 九 公 別 第 中 条 庫 第 特 表第 三十 除 法 同 く。 定 第 項 項 + 条 第

5 + \mathcal{O} け 加 第 لح \mathcal{O} 九 は 工 業 あ +条 務又 兀 る 第 特 経 号 \mathcal{O} 定 営 は ま は 項 農 改 特 で 中 産 善 \mathcal{O} 第 定 加 臨 + 下 農 工 時 産 欄 \mathcal{O} 業 措 12 条 加 法 経 置 及 掲げ 律」 法 工 営 び 改 業 第 経 特 لح る 善 Ŧī. 営 資 定 あ 臨 条 農 改 金 る 時 第 善 \mathcal{O} 産 \mathcal{O} 措 臨 貸加 は 置 項 時 付 工 法 に 措 け 業 第 規 \mathcal{O} 置 \mathcal{O} 経 五. 定 業 営 法 す 法 条 律、 務 改 第 る 第 業 五. 善 と 臨 項 務 条 特 第 あ 時 定 に 並 る 措 農 規 び 項 \mathcal{O} 置 産 定 に に は 法 す 第 加 る 規 第 + 工 業 業 定 五. 経 す 条 務 条 る 第 別 営 並 第 業 表 改 び 項」 務 第 善 に 項 臨 第 第 とす ٢, 第 時 五. 十 措 号 る。 号 同 置 条 と 法 法 か 第 別 6 ٤, 表 項 同 第 第二 第 法 + 同 兀 五. 第 号」 号 第 法 五. ま 九 第 + 号 ٤, 三 で 七 中 + 条 \mathcal{O} 同 中 下 又 条 欄 法 は 第 に 第 同 掲 别 五. 項 号 げ 表 + 第 第 中 八 Ŧī. る 資 号 条 第 第 及 金 と \mathcal{O} + び 号 貸 第 あ 条 付 カン 五. る

課 税 0 特 例

六 税 条 特 別 措 第 置 条 法 第 昭 和 項 \mathcal{O} <u>十</u> 二 承 認 年 を受け 法 律 第 た 特 +定 六 農 号) 産 加 で 工 定 業 者 80 る が ところ 承 認 計 に 画 ょ に り、 従 0 特 T 別 新 償 た に 却 を 取 す 得 るこ Ļ لح 又 が は 製 できる。 作 L た 機 械 及 び 装 置 に 0 1 7 は 租

資 金 \mathcal{O} 確 保

第

七 8 る 条 ŧ \mathcal{O} 玉 لح 及 す び る 都 道 府 県 は、 承 認 特 定 農 産 加 工 業 者 等 が 承 認 計 画 に 従 0 て 経 営 改 善 措 置 又 は 事 業 提 携 を 行 う 0) に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 確 保 努

指 導 及 び 助 言

第 八 \mathcal{O} 条 す る 玉 及 び 都 道 府 県 は 承 認 特 定 農 産 加 工 業 者 等 に 対 し、 経 営 改 善 措 置 又 は 事 業 提 携 \mathcal{O} 円 滑 な 実 施 に 必 要 な 指 導 及 び 助 言 を

合 理 化 施 策 \mathcal{O} 推 進 لح

第

九 る 適 ょ 応 条 う を 努 円 玉 め 滑 及 る び に ŧ す 都 る 道 0) た لح 府 す め 県 は、 農 業 特 \mathcal{O} 定 農 生 産 産 性 加 \mathcal{O} 工 向業上者 が 技 行 術 う 経 \mathcal{O} 研 営 究 改 開 善 措 発 置 \mathcal{O} 又 推 は 進 そ 事 \mathcal{O} 業 他 提 携 \mathcal{O} ع 農 併 産 加 せ て、 工 業 特 \mathcal{O} 合 定 農 理 化 産 加 \mathcal{O} 促 工 業 進 者 に \mathcal{O} 必 要 新 な た 措 な 置 経 済 を 的 切 環 に 境 講 \sim \mathcal{O} ず

雇 用 \mathcal{O} 安 定 等)

第 + は、 す 条 そ 玉 \mathcal{O} 特 は 定 農 特 産 定 農 加 工 産 業 加 者 I \mathcal{O} 業 雇者 用が 農 す る産 労 加 働 工 者 品 等 に \mathcal{O} 0 11 輸 て、 入 に 失 係 業 る \mathcal{O} 事 情 予 防 \mathcal{O} 著 そ \mathcal{O} L 他い 変 雇 化 用 に \mathcal{O} ょ 安 定 n 事 を 义 業 る 活 た動 \emptyset \mathcal{O} 必 縮 要 小 な を 措 余 置 儀 を な < 講 さ ず る れ ょ た う 場 努 合 \Diamond に る お ŧ 1 7 \mathcal{O}

産 加 玉 工 及 業 び 者 都 に 道 府 雇 用 県 さ は れ 特 7 1 定 た 農 労 産 働 加 者 工 に 業 0 者 1 が て 事 業 職 \mathcal{O} 業 転 訓 換 練 を の行 実 う 施 場 合 就 又 職は \mathcal{O} 事 あ 業 活 0 せ 動 \mathcal{O} W そ 縮 \mathcal{O} 小 他 を そ 余 \mathcal{O} 儀 者 なく \mathcal{O} 職 さ 業 れ 及 た 場 び 生 合 活 に \mathcal{O} お 安 11 定 7 に は 資 するため \mathcal{O} 特 定 必農

2

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十 · 一 条 都道府 県 知 事 は、 承 認 特 定 農 産 加 工 一業者 等に 対 Ļ 承 認 計 画 0 実施 状 況 に 0 V) 7 報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条のに 規 定に よる報告 を せ ず、 又は 虚 偽 0 報告 を L た者は、十 万 円 以 下の 罰 金に処する。

2 法人の代表者又は 法人若しくは 人の 代理 人、 使 用人その 他 \mathcal{O} 従業者が、 その 法 人又は 人の業務に 関 前 項 0 違 反行為をしたとき

附則

は、

行為者を罰するほ

か、

その法・

人又は人に対

L

て同

三項の

刑

を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 する罰則の適用に この法律は、 ついては、 この 法 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 法 行 律 \mathcal{O} は、 日から起算して二十年を経過した日に、 その 時 以 公後も、 な おその効力を有する。 その '効力を失う。 ただし、 その 時までにした行為に

地方税法の一部改正)

(三条 (略)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(

附則

 \bigcirc

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

第三十三条

1~4 (略)

5

る する特定農産 て 同法第三条第一項 定農産加工 課 する事業所 工業経 加工業者又は同 税の に規定する経営改善措 営改善臨 うち 資 産 法 時 第三条 措 割 0 置 課 法 **K税標準** 第一 平 置 項に規定する特定事業協同組合等 成 لح に 元 なるべ 係 年 る事 法 律 き事 業の用に供 第六 業 + 所 Ŧī. 号) 床 面積 する施設 第三条: の算 第一 定 で政令で定めるもの に が つい 同項 法 \mathcal{O} 規 ては 第四 定 条 による承認 当 第二 |該事 一項に に係 業が を受け る事 規 法 定 業 す 人 た同 0) 所等にお る承認計 事 業で 法 第二条 画に従 あ い のる場合には平成いて行う事業に対 第 二項に規 つて実施 す 定

対

6·7 (略)

係る事業所床面積の四分の事業所等に係る事業所床面に 係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)二十一年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十一年分までに限り、 する。 十一第三項の規定を準用同じ。)から当該施設にに限り、当該施設に係る